

藤岡市農業委員会
令和元年第8回
定例会議事録

令和元年8月5日招集

令和元年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和元年8月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第48号 農用地利用配分計画（案）について
報告第15号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第16号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（14名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 5 番 | 村島 光一 | 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 |
| 9 番 | 中村 勉 | 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 |
| 13 番 | 黒澤 義雄 | 14 番 | 高田 孝雄 | | | | |

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 1 番 | 布施 敏彦 | 2 番 | 渡邊 義晴 | 3 番 | 青柳 章 | 4 番 | 浦部 邦彦 |
| 5 番 | 小暮 久男 | 6 番 | 牧野 文典 | | | | |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 事 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 13時30分）

事務局次長 ただ今より令和元年第8回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和元年第8回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数14名中、出席委員14名全員でありますので、本定例会は成立
いたします。

議事録署名委員を指名いたします。13番黒澤委員、14番高田委員の両
名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議案第43号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第43号について、事務局の説明が終わりましたが、始めに整理番
号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第43号整理番号1番
について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第43号整理番号1番については申請
のとおり決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありました
らお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第43号整理番号2番
について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第43号整理番号2番については申請
のとおり決定します。

続きまして、議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、
議案第45号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第46号農
地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたし
ます。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中
に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますの
でよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時34分 休憩)

(14時17分 再開)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長

報告いたします。議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、下戸塚のNさんが、経営の安定を図るため、下戸塚の農地1筆、415㎡を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第44号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第44号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第44号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第45号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長

報告いたします。議案第45号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、市外のTさんが、上日野の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は725㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第45号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から7番の7件です。

整理番号1番は、市外のFさんが、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は806㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、市外の法人が、中の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,050㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、市外のTさんが、中の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は105㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号4番は、市外の法人が、三本木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,506㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号5番は、市外の法人が、三本木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は651㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号6番は、緑埜のOさんが、西平井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,961㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号7番は、市外の法人が、鬼石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は680㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題な

いと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 46 号整理番号 1 番から 7 番について 1 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第46号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第46号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第46号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第46号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第46号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第46号整理番号7番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号8番から12番の5件です。

整理番号8番は、中大塚のMさんが、中大塚の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は299㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号9番は、篠塚のSさんが、篠塚の農地を売買で取得し、専用住宅敷地拡張用地として転用するもので、面積は113.49㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号10番は、市内の法人が、上落合の農地を賃貸で借り受け、仮設事務所及び駐車場用地として一時転用するもので、面積は1,164㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等

に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外のNさんが、上落合の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 253 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市外のTさんが、上日野の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 331 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 46 号整理番号 8 番から 12 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 12 番は許可と決定します。続きまして、議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 47 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 48 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 48 号について、事務局の説明が終わりましたが、始めに 1 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

